

特定個人情報等の取扱いに関する覚書

(以下「甲」という。)と税理士 二垣幸広 (以下「乙」という。)は、甲が乙に税務及び会計に関する業務^(注) (以下「本件業務」という。)を委託するに当たり、甲から乙に開示又は提供する特定個人情報等の取扱いに関して、以下のとおり覚書を締結する。

(定義)

- 第1条 個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述又は画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することによって当該個人を識別することができるものを含む。)をいい、その開示又は提供媒体を問わない。
2. 個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をいう。
 3. 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(特定個人情報等の適切な取扱い)

第2条 乙は、特定個人情報等を甲の機密事項としてその保護に努め、これを適法かつ適切に管理・取り扱うものとする。

(利用目的)

第3条 乙は、特定個人情報等を、本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法により例外的取扱いができる場合を除き、その他の目的には利用しないものとする。

(第三者への非開示等)

- 第4条 乙は、特定個人情報等を、両当事者以外の第三者に開示又は漏えいしないものとする。
2. 乙は、特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、合理的な安全管理措置を講じるものとする。

(特定個人情報等の持出し)

- 第5条 乙は、特定個人情報等の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は、安全管理措置を講じるものとする。
2. 乙は、特定個人情報等の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち帰る場合についても、前項に準じた安全管理措置を講じるものとする。

(従業者に対する監督・教育)

- 第6条 乙は、従業者が特定個人情報等を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。
2. 乙は、従業者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務に関する特定個人情報等の取扱いを、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。

2. 乙は、甲の許諾を得て第三者に本件業務に関する特定個人情報等の取扱いを再委託する場合においても、当該第三者に対し本覚書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。

(管理状況の報告・調査)

第8条 乙は、本件業務に関する特定個人情報等の管理状況について甲の求めに応じ報告しなければならない。

2. 甲は、本件業務に関する特定個人情報等の管理状況を調査することができる。

(事故発生時の措置)

第9条 乙は、万が一特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに甲に通知するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、自らの責任と負担で講じるものとする。

2. 前項の場合には、乙は、発生した事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、甲と協議の上決定した防止策を、自らの責任と負担で講じるものとする。
3. 万が一、乙において特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生し、甲が第三者より請求を受け、また第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は甲の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(特定個人情報等の返還)

第10条 乙は、甲からの本件業務の委託が終了したときは、速やかに甲から提供された特定個人情報等及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体等に記録した特定個人情報等がある場合には、これを完全に削除し、以後特定個人情報等を保有しないものとする。

2. 前項の規定に関わらず、乙は、本人である甲、税務当局等からの本件業務に関する内容の照会、情報提供の要請等（以下「内容照会等」という。）に対応するために必要がある場合には、甲の許諾を得て、当該内容照会等を処理する期間を限度として、特定個人情報等を保有することができる。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日 甲

印

乙 岡山市北区津島西坂二丁目5-11
二垣幸広税理士事務所 二垣幸広 印